

2026年9月1日以降の電気及びガスご契約内容（約款）の変更に関するお知らせ

表題につきまして、電気事業法及びガス事業法に基づき、お知らせいたします。

なお、これらご契約内容（約款）の変更について、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

**当社は、2026年9月1日付で、電気需給約款及び電気需給約款（松栄ガスさすてな電気メニュー専用）を、
2026年10月1日付でガス小売需給約款の変更をいたします。**

1. 変更の概要

環境保全の取り組みの一環として、検針票（使用量のお知らせ）の運用を以下の通り見直します。

検針票

毎月の検針時にお届けしている紙の検針票を、2026年9月末を以て廃止し、ペーパーレス化します。ご使用量・ご請求額などの確認は、当社Web会員サービスの「My松栄ガス」をご利用ください。

なお、2026 年 10 月以降も引き続き紙の検針票での確認を希望されるお客さまにつきましては、お申し込みが必要となり有料にて発行いたします。検針票発行手数料は、165 円/月（税込）となり、当月のガス料金とあわせて請求させていただきます。

【対象となるガス料金メニュー】

一般契約、ガス暖房契約、家庭用ガス温水暖房契約、ガス温水床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、業務用 S 契約、小型空調契約、空調夏期契約、年間空調契約、業務用契約、大口契約

【対象となる電気料金メニュー】

松栄でんき基本プラン、松栄でんき 1 S ^{注 1}、松栄でんき 1 ^{注 1}、松栄でんき 2 ^{注 1}、松栄でんき 3、松栄ガスさすてな電気
^{注 1}）2021 年 9 月 30 日をもって、新規申し込みの受付を終了しております。

2. ご契約内容（約款）の変更

（1）変更時期

約款変更日：電気需給約款及び電気需給約款（松栄ガスさすてな電気メニュー専用） 2026 年 9 月 1 日

ガス小売供給約款 2026 年 10 月 1 日

（2）変更内容

・検針票（使用量のお知らせ）をお客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせし、この場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受ける旨を規定。

・検針票（使用量のお知らせ）の実費相当額、これに伴い要する費用に相当する金額を料金とあわせて申し受けることについて、2026 年 10 月検針分から適用する旨を規定。

（3）変更後の各種約款

・電気需給約款（2026 年 9 月 1 日実施）は、[こちら](#)

・電気需給約款（松栄ガスさすてな電気専用）（2026 年 9 月 1 日実施）は、[こちら](#)

・ガス小売供給約款（2026 年 10 月 1 日実施）は、[こちら](#)

3. その他

変更の詳細について、2026 年 4 月以降、対象となるお客さまへチラシ等でお知らせを行っていましたが、2026 年 7 月以降改めて、当社 HP やチラシ等にて変更内容をお知らせしております。

※周知チラシ

[「検針票のペーパーレス化および検針票の有料化ならびにポータルサイト開設のご案内」](#)